



利用許諾書

研究リテラシー入門シリーズ：研究の世界B



京都大学高等教育研究開発推進センター
情報メディア教育開発部門
小山田耕二

研究リテラシー入門シリーズ



知的所有権

- 著作権（表現を保護）
- 特許権（技術的なアイデアを保護）
- 実用新案権（技術的なアイデアを保護）
- 意匠権（物品のデザインを保護）
- 商標権（商品やサービスのマークを保護）
- その他（不正競争防止法など）

（引用）<http://kyoiku-gakka.u-sacred-heart.ac.jp/jyouhou-kiki/index.html>



著作権法による保護内容

- 著作権（財産権）
 - 著作物の利用を許諾・禁止する権利
 - 複製権、公衆送信権、翻訳権、翻案権、頒布権、など
- 著作者の人格権
 - 著作者の人格的権利を保護する権利
 - 公表権（未公表著作物を公表するかどうか決定する権利）
 - 氏名表示権（著作物に著作者名を付すかどうかの権利）
 - 同一性保持権（著作物の内容や題号を改変されない権利）



著作物

- 思想又は感情を創作的に表現したもの
 - 事実，データ，情報は著作物でない。
 - 高度の創作性は要求されない（若干の創作性）
 - 表現物でなければならない。アイデアは保護しないが表現物は保護する。
 - 1アイデアに1表現の法理（1つのアイデアに1つしか表現がない場合，表現も保護しない。Sweat of brow（額に汗）の法理。労働によって集めたデータの集積も単なるデータなので保護しない。



公衆送信

- 有線vs無線
 - 有線であろうと無線であろうと公衆に対する送信を「公衆送信」と定義し、「公衆送信」に対して著作権が及ぶ。
- 放送、有線放送、自動公衆送信
 - 「公衆送信」のうち、「同一内容を同時に無線で送信する場合」を「放送」
 - 「同一内容を同時に有線で送信する場合」を「有線放送」
 - WWWのようなインタラクティブな送受信を「自動公衆送信」



送信可能化権

- 「自動公衆送信」とされるようにすることを「送信可能化」と定義
 - 改正著作権法は、著作者に公衆送信権を与え、この中で、自動公衆送信が行われる場合には、送信可能化権を含むとした（同法23条1項）。
 - 「送信可能化権」とは、たとえば、WWW上のサーバーにアップロードして、パソコンの端末からアクセスできる状態にすることができる権利ということである（同法2条1項9の5号）。
 - したがって、著作者の許諾を得ないでアップロードした場合は、現実のアクセスがない場合でも、著作者の「送信可能化権」の侵害となる。



研究における著作物の適正引用

- 論文などでの著作権に則った適切な引用
 - 著作権法で著作者の許諾なく引用が可能な条件を理解し、実践する。
 - 公表されていること
 - 引用の目的
 - 出所の明示
 - 必要最小限の引用

著作権法 (引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。



著作物の教育用途での複製

- 著作権法では教育機関での一定の条件のもとでの複製等が認められている。平成16年から範囲を拡大。
- 制限を理解した上での利用

著作権法

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



著作権譲渡

- 以下の行為を許諾
 - 課題論文の一部、または要約の課題論文集への収録および公表等。
 - 「担当教員が京都大学における研究、教育、または相当の理由があると認めた場合の公表、複製、配布、送信可能化、公衆送信、翻案、翻訳等
- 学生の署名が必要

平成 20 年 月 日

京都大学
高等教育研究開発推進センター長 田中每実 殿

学籍番号 _____

氏名 (自署) _____

担当教員 氏名 (自署) : _____

: _____

課題論文にかかわる著作物の利用許諾について

私は、このたび京都大学高等教育研究開発推進センター提供授業「研究の世界B」に提出する課題論文を作成しました。また、すべての著作権所有者は、次の条件で著作権の一部を京都大学に利用させることを許諾します。

1. 課題論文の題目：

2. 著作権の利用許諾にかかる条件：

大学は、次の場合、私に事前の連絡を行うことなく、無償にて、著作物を利用することができる。

(a) 上記著作物の一部、または要約の課題論文集への収録および公表等。

(b) 担当教員が京都大学における研究、教育、または相当の理由があると認めた場合の公表、複製、配布、送信可能化、公衆送信、翻案、翻訳等。

以上